

指定の申請に必要な書類

個人	法人	申請時に必要な書類
○	○	「 <u>指定給水装置工事事業者指定申請書</u> 」
○	○	「 <u>機械器具調書</u> 」
○	○	「 <u>誓約書</u> 」
○	—	住民票の写し
—	○	定款の写し
—	○	登記簿謄本又は記載事項証明書
○	○	「 <u>給水装置工事主任技術者選任・解任届出書</u> 」
○	○	選任される主任技術者の免状(写し)又は技術者証(写し)

※指定の更新基準及び様式は、新規指定時と同様です。

申請できる方

水道工事事業者で、次の要件をすべて備えている方。

(1) 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者であること。

(2) 水道法施行規則第20条に規定する機械器具を有すること。

水道法施行規則第20条で規定する機械器具

- ・ 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- ・ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- ・ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- ・ 水圧テストポンプ

(3) 次のいずれにも該当しないこと

ア. 禁治産者若しくは準禁治産者被又は破産者で復権を得ない者

イ. 法に違反して、刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ. 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

エ. その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

オ. 法人であって、その役員のうち前アからエのいずれかに該当する者があるもの

※曾爾村外の水道工事事業者でも申請できます。 ※法人格を有しない水道工事事業者（個人事業者）でも申請できます。